

平洲小学校子どもいじめ防止基本方針

いじめの定義

子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの。

＜東海市子どもいじめ防止基本方針より＞

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

- (1) いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が組織的に取り組む。
- (2) いじめの早期発見に努める。調査を実施し、早期解決を図る。
- (3) 学校は、いじめの解決を図るとともに、被害児童とその保護者への適切な情報提供と支援、加害児童とその保護者への助言を行う。

2 いじめ防止対策組織と役割

- (1) いじめが発見された場合は、いじめ・不登校・虐待対策委員会（以下委員会）を開く。委員会は、全職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーを加える。
- (2) 面談要望やいじめ、いじめが疑われる行為を発見した場合は、情報を集約・整理し、必要に応じて、委員会の招集を求める。
- (3) 学校いじめ防止基本方針を、児童、保護者、地域住民に対して説明する場を設けたり、HPや学校だよりに公表したりするなど、情報発信や意識啓発を行う。
- (4) 発見されたいじめ事案については、事実確認を行い、今後の対応を決め実行するとともに、重大事案については、市教委の判断に応じて行動する。

3 具体的な取組の内容

- (1) すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- (2) 授業規律を確立し、分かる授業を実践するとともに、学校行事など児童が活躍する場を考え、設定する。その中で、自己有用感を育み、学級の絆づくりを行う。
- (3) 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に教職員で共有し、速やかに対応する。学級担任は、事前にいじめや悩みに関するアンケートをとった上で、年間2回教育相談週間を設け、一人一人に面談する。そこで、いじめが発生していないか、いじめで悩んでいないかを把握するとともに、学年主任、管理職等に報告し対応策を講じる。必要に応じて、委員会の招集を求める。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- (5) いじめが起きた場合は、組織で対応し、被害者に対して、いじめから守り通していく。また、必要に応じて、スクールカウンセラーに協力を依頼し、その協力のもと、連携して対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、指導を受けながら対応する。
- (2) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

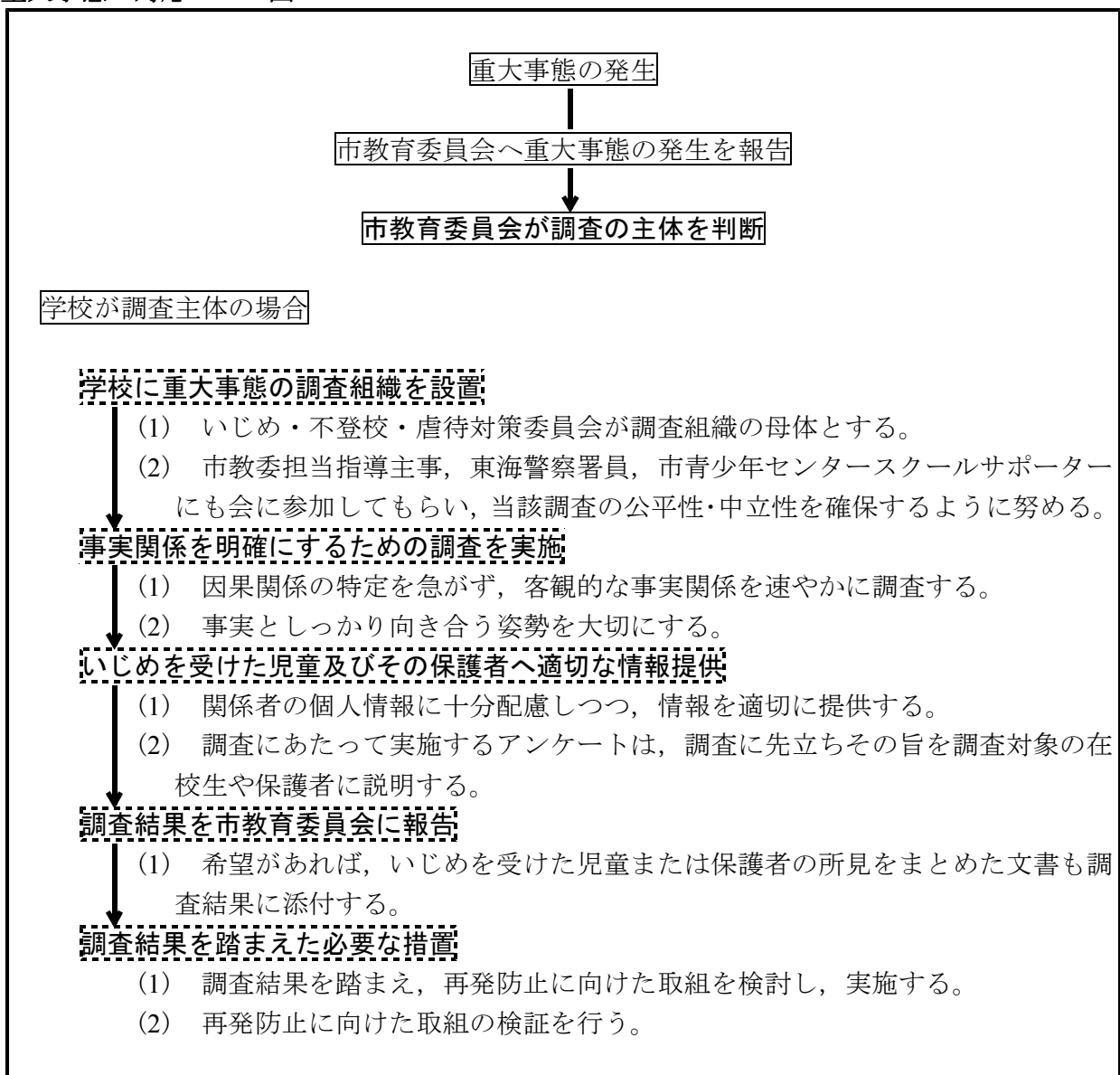
5 取組に対する点検・検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとする学校のいじめ防止の見直しとして、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価アンケートを年2回実施し、児童、保護者には学校評価アンケートを年1回実施する。その結果を踏まえて、委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめの対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (3) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

<重大事態の対応フロー図>



<取組の年間計画>

月	いじめ・不登校・虐待 対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	・基本方針の内容確認	・SCの児童，保護者への周知	・身体測定 ・健康診断	・PTA総会
5月	・いじめ・不登校・虐待対策委員会	・ペア遠足		・学校支援協議会
6月		・運動会応援合戦 ・ペア仲良しタイム	・アンケート実施 ・教育相談	・福祉体験
7月		・防犯教室 ・ペアスタディ	・アンケート実施	・個人懇談会 ・学校支援協議会
8月	・現職教育			
9月	・いじめ・不登校・虐待対策委員会		・アンケート実施	・学校支援協議会 ・ふれあいコンサート
10月		・福祉実践教室 ・ペア読書	・教育相談 ・アンケート実施	・民生児童委員，主任児童委員懇談会
11月		・ペア仲良しタイム ・情報モラル指導	・児童（4～6年）への学校評価アンケート実施	・保護者，地域住民への学校評価アンケート実施
12月	・全職員への学校評価アンケートの実施	・人権週間（人権教室） ・赤い羽根共同募金	・アンケート実施	・個人懇談会 ・学校支援協議会
1月	・いじめ・不登校・虐待対策委員会	・給食感謝の会 ・情報モラル指導	・アンケート実施	・学校支援協議会
2月		・ボランティア感謝の会 ・ペア仲良しタイム		
3月	・基本方針の見直し	・ペア感謝の日 ・6年生を送る会	・アンケート実施	